

# 令和9年度 高齢者福祉施設等改築事業者 募集要項

## 1 募集の対象となる事業計画

創設（建設）から長期間経過し、老朽化が認められる高齢者福祉施設等の改築計画。

## 2 募集の対象となるサービス・施設について

- 介護老人福祉施設：介護保険法第8条第27項
- 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）：介護保険法第8条第20項（同法第8条の2第15項）
- 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）：介護保険法第8条第19項（同法第8条の2第14項）
- 看護小規模多機能型居宅介護：介護保険法第8条第23項

## 3 募集の対象となる整備事業時期

令和9年度中に事業着手（着工）し、完了（竣工）する計画を原則とします。

## 4 施設整備に係る公的補助について

整備事業者の申請により、補助金交付による支援措置を講じることを予定しています。

補助金の交付申請手続は事業者決定後となりますが、補助金の交付にあたっては、補助対象物件の処分制限のほか、本市の契約手続に準拠して入札・発注等を行うことなどの条件が付されますので、高齢者支援課と相談・確認を行いながら事業を実施してください。（補助対象となる建物に係る「根抵当権」の設定はできません。）

なお、補助金は市と国・県の財政措置状況により、単価減額となる場合や、補助採択されないなど、必ずしも単価に基づく額が交付決定額となるわけではありません。従って、資金計画の立案にあたっては建設事業費の縮減に努めるとともに十分な余裕をもって計画してください。

補助対象	整備区分	箇所数	建設（改築）事業費補助金	開設準備経費等支援事業補助金
介護老人福祉施設 （広域型特別養護老人ホーム）	改築	2箇所程度	3,900千円×床数 ※1施設につき100床 （補助上限）	入所定員1人あたり 1,036千円（限度額）
認知症対応型共同生活介護 （介護予防を含む）	改築	1箇所程度	1施設あたり 41,500千円 （限度額） ※別事業併設に係る 合築加算なし	入居定員1人あたり 1,036千円（限度額）
小規模多機能型居宅介護 （介護予防を含む）	改築	1箇所程度		宿泊定員1人あたり 1,036千円（限度額）
看護小規模多機能型居宅介護	改築	1箇所程度		

※ 開設準備経費等支援事業補助金については、本公募の事業者決定後に別途事前協議書の提出が必要です。

※オーナー型補助制度について 本公募では、介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）を除く。

土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合、オーナーを補助金の交付対象とする「オーナー型補助制度」を利用しての応募も可能です。

《補助条件》

- ① 貸与を受ける不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間（30年以上）の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ② 賃借料は、地域の水準に照らして適当な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ③ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。
- ④ 入札により施工業者を決定する等、本市の契約手続に準拠すること。
- ⑤ 市街化調整区域での計画でないこと。
- ⑥ 公募申込書の受付締切日において市税等の未納がない法人であること。（法人設立予定者も含む。）
- ⑦ 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではないこと（法人設立予定者も含む）。
- ⑧ 十分な経済基盤を有すること。※原則として、直近の損益計算書、又はこれに準ずる書類において収支が黒字であり、直近の貸借対照表、又はこれに準ずる書類において債務超過になっていないこと。

《オーナーに関する追加提出書類》

- ・ オーナー型補助制度を活用した提案をする場合に、追加で提出が必要な書類があります。詳しくは「5 応募書類について（4）オーナーに関する追加提出書類」をご確認ください。
- ・ 上記の補助条件を満たすことを確認するため、参考となる書類の提出を求める場合があります。

## 5 応募書類について

申し込みを希望する事業者の方は、次により、応募申込書及び改築提案書を提出してください。

なお、市が受理した書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

様式はワード、エクセルによる複数ファイルで構成されておりますので、電子データで配布いたします。高齢者支援課の電子メールアドレスに、様式1「令和9年度 高齢者福祉施設等改築事業者 応募申込書」を令和8年5月8日（金）までに応募を予定する法人又は事業所アドレスから送信してください。当該アドレスへの返信メールにより、様式を送付いたします。

### （1）提出について

提出期限	提出及び問合せ先
1. 応募申込書 <u>令和8年5月8日（金）午後5時まで</u> ※ 標題を「令和9年度 高齢者福祉施設等改築事業者募集 応募申込書」とし、電子データをメールに添付の上、高齢者支援課宛に送信してください。	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 本館1階 高齢者支援課 企画係 TEL 025-226-1295 FAX 025-222-5531 E-mail koreisha@city.niigata.lg.jp

提出期限	提出及び問合せ先
<p>2. 事業スケジュール、位置図、基本計画図面および建設工事に係る概算見積書</p> <p>令和8年5月22日（金）まで （受付時間：午前9時～午後5時）</p> <p>※ 図面提出後、介護保険課との図面協議を実施しますので、上記期限に関わらず、早急に提出してください。</p>	<p>※ 電話またはメールで予約の上、ご来庁ください。（郵送・FAX等は不可）。</p> <p>※ 期限までに必要な提出書類が揃わない場合、協議の上で後日提出を認める場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
<p>3. 公募申込書および改築提案書一式</p> <p>令和8年8月31日（月）まで （受付時間：午前9時～午後5時）</p>	

(2) 応募申込に関する提出書類

項目	内容等	様式
1. 応募申込書		様式1
2. 定款又は寄付行為	最新のもの	
3. 法人の登記事項証明	応募申込前3か月以内に発行されたもの	
4. 市税等の納税証明書（未納がない旨の証明）	<p>応募申込前3か月以内に発行されたもの</p> <p>(1) 「新潟市税」</p> <p>※ 市税等が非課税のため証明書が添付できない場合は、その旨の届出書を添付してください。（様式自由）</p> <p>※ 納税証明書は、「市入札参加用の納税証明書」を提出してください。</p> <p>証明書の申請に際しては、代表者印を押印した申請書又は委任状が必要となります。また、納税後間もなく証明書を申請する場合には、各機関の税務システムに反映されていないこともありますので、予め納税したことが確認できる領収書等を持参して申請を行ってください。</p> <p>(2) 「法人税若しくは所得税」及び「消費税及び地方消費税」（法人所在地における証明）</p> <p>※ 税務署で納税証明書の申請を行ってください。</p>	

項目	内容等	様式
5. 欠格事項に該当しない事を誓約する書面 (兼同意書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設 (広域型特別養護老人ホーム) に応募する場合、様式 2-1 を提出すること。</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護 (介護予防を含む) に応募する場合、様式 2-2 を提出すること。</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む) に応募する場合、様式 2-2 を提出すること。</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護に応募する場合、様式 2-3 を提出すること。</li> </ul> <p>[根拠法令等]</p> <p>(1) 介護老人福祉施設 (広域型特別養護老人ホーム)  介護保険法第 86 条第 2 項  認知症対応型共同生活介護 (介護予防を含む)  介護保険法第 78 条の 2 及び第 115 条の 12  小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む)  介護保険法第 78 条の 2 及び第 115 条の 12  看護小規模多機能型居宅介護  介護保険法第 78 条の 2</p> <p>(2) 新潟市暴力団排除条例第 6 条</p>	様式 2-1 又は 様式 2-2  又は 様式 2-3
6. 法人概要	(1) 法人代表者の経歴書	様式自由
	(2) 法人の沿革及び概要 (パンフレット可)	
	(3) 既存施設の運営状況 (パンフレット可)	様式 3
	(4) 直近 3 年間の決算書等 (計算書類) ※ 原則、監査対象計算書類等を監査報告書添付の上で提出すること。監査役を設置状況等により監査報告書を提出できない場合は申し出ること。 ※ 提出書類が多量の場合、事前相談の上、データ提出可 ※ 社会福祉法人の場合、以下のとおり提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況報告書 (社会福祉法施行規則第 2 条の 41 第 1 号から第 13 号まで及び第 16 号に掲げる事項) の写し</li> <li>・ 監査対象計算書類等 (社会福祉法第 45 条の 28 第 2 項第 1 号及び社会福祉法施行規則第 2 条の 30 第 1 項の規定に準じる計算関係書類。監査報告書添付のこと。)</li> <li>・ 社会福祉充実計画 (社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく)</li> <li>・ 社会福祉充実残高算定シート (社会福祉法施行規則第 2 条の 41 第 1 号から第 14 号に掲げる事項)</li> </ul> ※ 医療法人の場合、以下のとおり提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法第 51 条第 5 項の規定に基づく貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録 (「計算書類」、監査報告書を添付すること)</li> </ul>	様式自由
	(5) 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去 3 年間の内容と規模	様式自由

項目	内容等	様式
7. 指導監査結果等書類	<p>指導監査結果等書類一式</p> <p>(1) 法人及び法人が運営する既存施設（事業所）に対して、市又は都道府県等が実施した監査結果通知書、改善勧告、指導・処分通知書及び改善報告書について写しを添付すること（法人においては社会福祉関連法令、運営施設（事業所）においては介護保険法に規定する勧告・命令・指定の取消等に限る）。</p> <p>(2) <u>法人に対する市又は県等による直近の指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。</u></p> <p>(3) <u>改築を計画する施設（事業所）に対する指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。</u></p> <p>※ (1)に該当する監査等がない場合は報告すること（様式自由）。</p> <p>※ (2)及び(3)について、文書指摘事項がなく通知書等が無い場合は、受検日、実施機関名及び指導監査内容を報告すること（様式自由）。</p>	様式自由

(3) 改築提案に関する提出書類

項目	内容等	様式
1. 改築提案書	所定の様式	様式4
2. 改築計画書	所定の様式	様式5
3. 事業スケジュール	事業開設までのスケジュール	様式6
4. 利用状況	利用者の前年度平均値	様式7
5. 事業運営	<p>(1)資金計画書</p> <p>※ 自己資金や寄付金など収入に関する資金の確保について確認できる書類（贈与確約書、預金残高証明書等の写し）を添付すること。</p> <p>※ 十分な自己資金額を確保した上での計画とすること。</p> <p>※ 建設予定の建物の建築工事に係る概算見積書を添付すること。</p>	様式8-1
	<p>(2)借入金内訳書</p> <p>※ 融資証明書の写しなど、借入金の確保について確認できる書類を添付すること。（福祉医療機構の場合は事前協議報告書（様式12）必須）</p> <p>※ 借入先ごとの借入金の償還（返済）計画を添付すること。</p>	様式8-2
	<p>(3)収支見込予算書シミュレーション</p> <p>※ 事業収入算定説明書を添付すること。</p>	様式8-3 様式8-4
	<p>(4)利用料金表</p> <p>※ 積算根拠を添付すること。</p>	様式8-5



項目	内容等	様式
8. 地域との連携等	(1) 開設にあたって地域住民から理解を得るための方策 (2) 利用者と地域住民の交流を図る方策 (3) 協力病院等との連携体制について ※ 当該計画に関する業務提携契約書・同意書等がある場合は添付すること。移転を伴わない場合等、契約内容に変更が生じない場合は、現契約書の写しを添付すること。	様式自由
9. 勤務形態一覧	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※ 配置人員（職種・時間ごとの配置）について、サービス種別ごとに作成すること。	様式 11
10. 事前協議報告書	事前協議報告書 ※ <u>報告書については、建設に係る開発許可、建築規制その他法令を調査のうえ、関係機関（区役所建設課、農業委員会、介護保険課、消防署、保健所、歴史文化課など）と十分に事前協議を行い提出すること。</u>	様式 12
11. 老朽度調査表	(1) (非) 木造社会福祉施設老朽度調査表 ※ 既存建物の構造に合わせて作成すること。 ※ 本調査表の作成は、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。 ※ 作成者の1級建築士資格証明書類の写しを添付すること。	様式 13
	(2) 施設の写真(老朽度のわかるもの) ※ 施設（事業所）の現況を撮影の上、現在の状況及び対応など、撮影箇所の簡単な説明を記入すること。また、撮影箇所を記載した平面図を添付すること。	様式自由
12. 当該施設における過去の補助事業一覧	(1) 当該施設における過去の補助事業一覧	様式 14
	(2) 過去に市より交付された補助金の確定通知書の写し ※ 確定通知が無い場合は、決算書等金額が確認できる書類を添付すること。	
13. 現利用者への説明	現利用者及び家族への説明に利用する資料案等 ※ 所在地、サービス提供体制、居室等設備、利用者負担額など、変更が生じる事項について、事業着手前に現利用者および家族に必ず説明を行うこと。	様式自由
※ 開設に伴う地域住民説明会等の経緯について	改築（移転）に伴い地域住民への説明を行った応募事業者は、提出すること。 ※ 建設予定地の隣接地権者をはじめ、自治会等を対象に説明会を行い、可能な限り同意書及び説明会の議事録などを添付すること。 ※ 移転を伴わない場合も、改築に伴う工事を実施することについて事前に説明を行うこと。 ※ 事業実施に際し、地域住民等とのトラブルが発生することのないよう留意すること。	付表 1

※ 様式自由の項目については、本事業における法人の考え方（計画等）をどのように実行するか、具体的な例を記載するなど明確に記載してください。

(4) オーナーに関する追加提出書類 ※オーナー型補助制度を活用する場合のみ

項目	内容等	様式
1. 事業計画書		様式 15
2. 定款 (法人オーナーのみ)	最新のもの	
3. 法人の登記事項証明 (法人オーナーのみ)	応募申込前3か月以内に発行されたもの ※ 法人オーナーの場合	
4. 市税等の納税証明書	<p>応募申込前3か月以内に発行されたもの</p> <p>(1) 「新潟市税」 ※ 市税等が非課税のため証明書が添付できない場合は、その旨の届出書を添付してください。 ※ 法人オーナーの場合 納税証明書は、「市入札参加用の納税証明書」を提出してください。 証明書の申請に際しては、代表者印を押印した申請書又は委任状が必要となります。また、納税後間もなく証明書を申請する場合には、各機関の税務システムに反映されていないこともありますので、予め納税したことが確認できる領収書等を持参して申請を行ってください。</p> <p>(2) 「法人税若しくは所得税」及び「消費税及び地方消費税」(法人オーナーの場合は、法人所在地における証明) ※ 税務署で納税証明書の申請を行ってください。</p>	
5. 経歴書	法人オーナーの場合は代表者の経歴書	様式自由
6. 法人の沿革及び概要 (法人オーナーのみ)	パンフレット可	様式自由
7. 直近3年間の決算書 (法人オーナーのみ)		様式自由
8. 公的機関からの補助 状況	過去3年間の内容と規模	様式自由

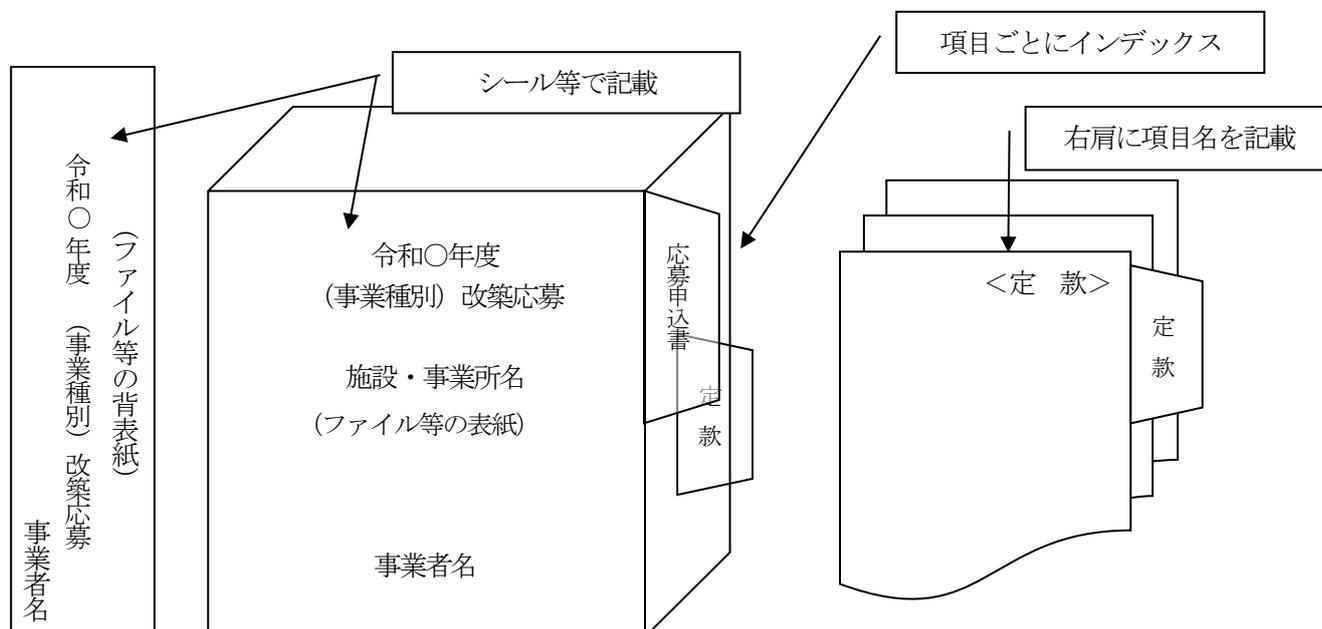
項目	内容等	様式
9. 指導監査結果等書類 (介護保険事業を運営する法人オーナーのみ)	<p>指導監査結果等書類一式</p> <p>(1) 法人及び法人が運営する既存施設(事業所)に対して、市又は都道府県等が実施した監査結果通知書及び指導・処分通知書のうち、すべてについて写しを添付すること(介護保険法に規定する勧告・命令・指定の取消等に限る)。</p> <p>(2) 法人に対する市又は県等による直近の指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。</p> <p>(3) 法人が運営する既存の施設(事業所)のうち、直近に受検した施設(事業所)に対する指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。ただし、改築対象事業を運営していない場合は、既存の介護保険サービス事業所のうち、直近に受検した施設に対する指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。</p> <p>※ (1)に該当する監査等がない場合は報告すること(様式自由)。</p> <p>※ (2)及び(3)について、文書指摘事項がなく通知書等が無い場合は、受検日、実施機関名及び指導監査内容を報告すること(様式自由)。</p>	様式自由
10. 資金計画書	<p>※ 自己資金や寄付金など収入に関する資金の確保について確認できる書類(預金残高証明書、贈与確約書等の写し)を添付すること。</p>	様式 16
11. 借入金の借入先	<p>※ 融資証明書の写し等、借入金の確保について確認できる書類を添付すること。</p> <p>※ 借入先ごとの借入金の償還(返済)計画書を添付すること。</p>	様式 17
12. 収支見込予算書 シミュレーション		様式 18
13. 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書		様式 19

**※ 様式自由の項目については、本事業における法人の考え方(計画等)をどのように実行するか、具体的な例を記載するなど明確に記載してください。**

## (5) 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。

- ① 表紙、背表紙には「事業所名」及び「事業者名」を記載してください。
- ② 項目ごとに、白紙の仕切りを一枚挿入し、文字表記のインデックスをつける。
- ③ 全体をバインダーやファイル等で綴る。



## (6) 部数等

- ① 必要部数は1部です。
- ② 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版で提出してください。ただし、図面はA3版としA4サイズに折り込んでください。
- ③ 所定様式が定められているものについては、詳細な資料等を別紙添付する場合であっても、各項目に要旨など申込者が必要と考える事項を必ず記入してください。
- ④ できるだけホチキス止めしないで提出してください。

## 6 提案できる事業者の資格要件

- (1) 当該施設（事業所）を現に運営する法人であること。
- (2) 介護保険法に規定される欠格事項に該当しないこと。
  - ・介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）：介護保険法第86条第2項
  - ・認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）：介護保険法第78条の2及び第115条の12
  - ・小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）：介護保険法第78条の2及び第115条の12
  - ・看護小規模多機能型居宅介護：介護保険法第78条の2
- (3) 確実な事業実施及び運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識等を有すること。※直近の貸借対照表、またはこれに準ずる書類において債務超過になっていないこと。
- (4) 社会福祉法人の場合、社会福祉充実計画において、建設事業計画完了時点で社会福祉充実財産を有していない（未充当財産が無い）計画であること。
- (5) 応募申込書の受付締切日において、市税・返還金等の未納がない法人であること。
- (6) 新潟市暴力団廃止条例（平成24年度新潟市条例第61号）に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

## 7 提案要件

- (1) 現在の施設（事業所）が創設（建設）より長期間経過しており、老朽化が認められること。
  - ・ 木造による施設の場合  
様式 13 木造社会福祉施設老朽度調査表によって得た数（老朽度数）が 4,500 点以下のものとする。
  - ・ ブロック造りによる施設の場合  
施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては 30 年、その他のものについては、25 年を経過したもの、又は、様式 13 非木造社会福祉施設老朽度調査表により算定して得た現存率が 70%以下のものとする。
  - ・ 鉄筋コンクリート造りによる施設の場合  
施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50 年を経過したもの、又は、様式 13 非木造社会福祉施設老朽度調査表により算定して得た現存率が 70%以下のものとする。
- (2) 介護保険法及び以下の条例に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たす計画であること。
  - ・ 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）の場合  
新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 90 号）
  - ・ 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の場合  
新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例 第 89 号）（及び新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例 第 89 号））
  - ・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）の場合  
新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例 第 89 号）（及び新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例 第 89 号））
  - ・ 看護小規模多機能型居宅介護の場合  
新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例 第 89 号）
- (3) 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）については、利用者負担への影響及び国・市の方針を考慮し、原則として、従来型（個室または多床室）及びユニット型（個室）による併設整備とすること。従来型居室を現定員の 50%以上確保するとともに、従来型及びユニット型がそれぞれ 30 床以上となるよう調整すること。また、従来型居室については、入所者のプライバシーの確保に配慮するとともに、将来の利用者ニーズの変化に対応できるよう、ユニット型個室への転換が可能な設計に努めること。
- (4) 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、開設場所が地域との交流を図ることができる場所であること。
  - ※ 「地域との交流を図ることができる場所」は、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民と交流の機会が確保される地域の中にあることとします。
- (5) 原則、同一の日常生活圏域での提案であること。やむを得ない事由により、同一の日常生活圏域での提案でない場合、当該建設予定地を選定した理由および現利用者の理解を得るための方策についてまとめ、提出すること。（様式自由）
- (6) 原則、市街化区域での提案であること。やむを得ない事由により、市街化区域での提案でない場合、当該建設予定地を選定した理由をまとめ、提出すること。（様式自由）
  - ※ 建設予定地が同一の日常生活圏域でない場合、市街化調整区域である場合の選定理由については、周辺の医療機関等との連携により医療依存度の高い方の受入れが可能となること等、サービスの質の向上や利用者及び従事者の安全確保、利便性の向上等に関連するものであること。

- (7) 事業所等の開設場所は、用地が確実に確保できるとともに、必要な許認可等が得られる見通しの用地であること。
- (8) 用地は、原則としてその所有権を取得すること。  
 ※ ただし、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護で用地の所有権を取得することが困難な場合は、用地の賃貸借契約もしくは地上権の設定によること、又は用地及び建物の両方の賃借によることが可能です。この場合、事業の継続に支障のない借地期間としてください（30年間程度）。
- (9) 施設（事業所）の整備にあたっては、原則としてスプリンクラー設備を設置すること。
- (10) 災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域での建設計画は原則認めないため、事前に確認すること。
- (11) 令和9年度中に施設整備の事業着手（着工）および完了（竣工）が見込まれる計画であること。やむを得ず、完了（見込）が令和10年度となる場合は、直ちに報告し、指示に従うこと。
- (12) 開設スケジュールについて、新潟市介護保険事業計画及び施設・設備整備に係る補助事業の趣旨に賛同し円滑なサービスの提供を図るため、必要な調整に応じる準備があること。
- (13) 改築完了後、直ちに既存建物を取り壊すこと。
- (14) 優れた事業計画の提案と、選定された事業計画を確実に実行していただくため、1つの法人が応募できる計画は、本公募において応募対象サービスを通じて1計画であること。
- (15) 現利用者の適切なサービス利用に配慮した計画とすること。
- (16) 地域住民等の生活環境等に配慮した計画とすること。

## 8 応募に際しての留意事項

- (1) 応募に係る必要な一切の費用は、事業者の負担とします。また、施設整備を行う事業用地を確保するために必要となる経費等についても、応募者の負担となります。
- (2) 本市が必要と認める場合、書類の補正や追加資料の提出を求めるほかヒアリングを行う場合があります。
- (3) 応募申込後に取下げをする場合は、速やかに応募取下書（任意様式）を提出してください。
- (4) **改築提案書の提出にあたっては、提案する事業が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。**
- (5) 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、これらを所管する**関係機関と十分に協議を行ってください。**
- (6) 既存施設（事業所）の創設・改修等に係り国・市等より補助金が交付されている場合は、補助財産（建物）の取り壊し等に際し、財産処分の手続きが必要となります。事前に承認を得ずに財産処分を行った場合は、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金等の返還が必要となる場合があります。なお、補助金の交付を受け、既存建物を活用して開設した事業所については、原則として、取り壊し時点で10年以上当該事業の運営を継続している必要があります。
- (7) 応募に関する情報や提出書類については、本市関係部署に共有する場合がありますので、ご承知おきください。

## 9 事業者の決定について

### (1) 事業者の決定

提出書類に基づき、本事業を実施できる見込みであることが確認できた場合、改築を実施する事業者として決定します。

なお、本市の予算措置状況等により、補助採択せずに改築事業者として決定する場合があります。応募が計画数を上回る場合には、各種法令、人員・設備等の基準及びその他申込条件を満たす提案であることを前提に、老朽化により改築の必要性が高い施設（事業所）における提案を優先的に補助採択するものとします。

### (2) 通知

事業者の決定について、文書により通知する予定です。

### (3) 改築事業者の公表

事業者決定後、決定した改築事業者及び施設（事業所）を公表します。

### (4) その他

- ① 本決定により、土地建物関係の法令上の制限解除を保証するものではありません。
- ② 事業計画の中止による一切の損害等について、新潟市が責任を負うものではありません。
- ③ 改築を実施する事業者決定された場合、原則、提案内容（事業計画）の変更は認めません。やむを得ず変更が必要となった場合は、直ちに高齢者支援課へ報告し、指示に従ってください。
- ④ 改築を実施する事業者決定された後、提案内容と実際の事業計画が著しく変更された場合や、改築を行うにふさわしいと認められない事実が判明した場合には、事業者の決定を取り消す場合があります。

## 10 応募状況の公表

応募状況は、公表しません。（応募事業者のみに周知する予定です。）

## 11 スケジュール概要

令和8年	5月8日（金）	応募申込書（メール）受付終了
	5月22日（金）	位置図、基本計画図面、概算見積 提出締切
	6月末まで	図面協議
	8月31日（月）	応募申込書および改築提案書 提出締切
令和9年	3月下旬	改築事業者の決定 結果の通知・公表
	4月以降	事業実施

※ 応募受付数等により、スケジュールが変更となる場合があります。

※ 応募受付後、随時事前協議を実施します。

※ 補助金の交付を伴わない場合、前倒しでの事業実施が可能な場合があります。